

広島県告示第三百七十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和七年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

廿日市市

二 対象となる特定計量器

非自動ばかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実 施 期 日	器 物 受 付 時 間	実 施 場 所
令和七年六月三日	午前二時～午後二時三〇分	宮島栈橋旅客ターミナル
令和七年六月四日	午前二時～午後三時	まちの駅 ADOA大野
令和七年六月五日	午前二時～午前一時三〇分	まちの駅 ADOA大野
	午後一時三〇分～午後三時	吉和ふれあい交流センター
令和七年六月六日	午前二時三〇分～午後三時	さいき文化センター
令和七年六月九日	午前二時～午後三時	地御前市民センター
令和七年六月一〇日	午前二時～午後三時	中央市民センター
令和七年六月一日	午前二時～午後三時	宮内市民センター
令和七年六月二日	午前二時～午後三時	阿品市民センター
令和七年六月一六日	午前二時～午後三時	四季が丘市民センター

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実 施 期 日	実 施 場 所
令和七年六月三日～令和八年三月三十一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会